

令和6年度

## 不 落 随 意 契 約 理 由 書

1. 件 名 八戸港港湾業務艇「ほくと」定期検査修理

2. 不落随意契約理由

本件は、当局が保有する港湾業務艇「ほくと」の定期検査受検及び定期修理を行うものである。

なお、港湾業務艇は港湾整備事業等に伴う工事監督・検査、測量・調査等の実施に加え、国有港湾施設等の状況確認や災害発生時における施設点検、緊急輸送活動に関する支援等、重要な役割を担っている。

本件は、港湾業務艇「ほくと」において、船舶安全法に基づく定期検査を受検するものであり、本検査を受検しなければ港湾業務艇が運航不可となるが、港湾業務艇は、前段に示すとおり港湾整備事業の監督や国有港湾施設の状況確認、災害発生時における支援活動等、様々な業務に資するため、運航不可となった場合、各種業務に大きな支障を来す可能性がある。

港湾業務艇「ほくと」においては、定期検査の実施時期が令和6年12月19日までとなっており、検査期限内に受検するためには、9月中旬までに入札契約手続きを終えて受注者を決定する必要があった。また、入札時の応札価格と予定価格との開差が僅少であることも踏まえ、予算決算及び会計令第九九条の二に基づき随意契約を行うものである。